

著作物等の保存に関する主な論点

平成 27 年 3 月 3 日

第 4 回法制・基本問題小委員会において示された意見の概要は次のとおり。

I. 著作権法第 3 1 条第 1 項第 2 号の解釈について

【論点】

美術館や博物館等において所蔵される資料のうち、美術の著作物の原本のように代替性のない貴重な資料について、損傷等が始まる前の当該作品が最も良好な状態で、後世に当該作品の記録を継承するために当該資料を複製することは、法第 3 1 条第 1 項第 2 号の適用範囲内であるか否か。また、地方公共図書館等において絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な図書館資料を損傷等が生じる前に複製することは、同号の適用範囲内であるか否か。

【適用範囲外であるという意見】

- 美術の著作物等の原本を、引き続き公衆の利用に供することができる状態にあるにもかかわらず複製することは、法第 3 1 条第 1 項第 2 号の定める「保存のため必要がある場合」に該当するとは解せないのではないか。
- 法第 3 1 条第 2 項がその適用主体を国立国会図書館に限定していることに鑑みると、同項の規定に代替するような形で同条第 1 項第 2 号を広く解することは不自然であり、そのような複製は法改正により認めることが妥当ではないか。
- 法第 3 1 条第 1 項第 2 号の解釈が不明確であるならば、同条の延長線上の議論ではなく、資料の保存のために必要な複製を許容するための規定を新設し、要件、効果、主体を明確化する方が良いのではないか。

【適用範囲内であるという意見】

- 「保存のため必要がある場合」というのは多義的であり、現に損傷している資料の保存のみならず、今後劣化していく資料を可能な限り良好な状態で記録し保存しておく場合も含むものと解するべきである。
- 法第 3 1 条第 1 項第 2 号の立法時に、稀覯本の保存のための複製が例示されていたことから、同号は資料が良好な状態で予防的に複製をすることについても許容しており、図書館の中で保存することのみならず、より広い視点で国民の文化資産として保存しておくことが必要な資料であれば、同号の適用範囲内である。

- 法第31条第2項は、所蔵後直ちに、現に販売されている資料も含めてあらゆる所蔵資料の複製が認められる規定となっており¹、この点、資料が良好な状態で保存のため複製をすることについて、同条第1項第2号の適用が認められる資料が絶版等資料である等の限定をかけて解釈をするのであれば、両規定の適用範囲に差異が存在することになり、同条第2項を設けた趣旨は問題とならないのではないかと。
- 本来の趣旨に鑑みれば柔軟に解釈できる余地のある規定を、あえて狭く解釈をして立法措置によらなければ解決できないとすると、様々な問題が立法措置により解決せざるを得ないこととなり、時代の動きについていけなくなるのではないかと。

Ⅱ. 保存のための複製が認められる主体について

【論点】

所蔵資料を保存のため複製することが権利制限により認められるべき主体は、どのような施設が望ましいか。

なお、現在、著作権法施行令第1条の3第1項第4号により、法令の規定によって設置された美術館や博物館等（例えば、独立行政法人国立美術館や条例によって設置された県立美術館等）は、既に「図書館等」に含まれており、著作権法第31条の適用がある。

【意見】

- 著作物の保存と活用とでは権利制限によって認められる著作物の利用行為の範囲はそれぞれ異なるものであり、後世に資料を残すための保存については、複製物が必要以上に拡散することがない適切な機関を複製主体として幅広く認めることがアーカイブの趣旨に適うのではないかと。
- 「図書館等」の範囲を拡充することは、法第31条第1項第2号だけではなく、同項第1号及び同項第3号の主体を拡充することでもある点に留意が必要である。
- 「図書館等」の範囲を拡充することにより、仮に法第31条第1項第1号及び同項第3号の主体が拡張したとしても、関係者間の協議によって権利者に不利益が及ばないように調整が可能なのではないかと。例えば同項第1号は図書館等と権利者での協議を経て運用されている。

¹ 平成21年1月の文化審議会著作権分科会報告書において、「現行法では、図書館資料のデジタル化は、現に資料の傷みが激しく保存のために必要があれば、著作権法第31条第2号によって認められるが、国立国会図書館に納本された書籍等を将来にわたる保存のためにデジタル化することについては、納本後直ちにデジタル化することが認められるか必ずしも明らかではない。（中略）著作権法上、国立国会図書館が、納本された資料について直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である。」とされたことを受け、平成21年の著作権法改正により、国立国会図書館を適用対象とした著作権法第31条第2項が新設された。

【参考1】登録博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設の概要

<>内は、関連の条文を記載しており、「法」とは博物館法を、「規則」とは博物館法施行規則を指す。

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
法令上の位置づけ	博物館 <法第2条>	博物館に相当する施設 <法第29条>	法令上の規定なし ※博物館相当施設と同程度の規模の施設で統計調査の対象となっている施設
設置主体	地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等 <法第2条>	制限なし <法第29条>	制限なし
設置要件	館長、学芸員必置 年間開館日数150日以上等 <法第12条>	学芸員相当職員必置 年間開館日数100日以上等 <規則第20条>	制限なし
登録/指定主体	都道府県又は指定都市の教育委員会に登録 <法第10条>	国又は独立行政法人が設置する施設については文部科学大臣が、その他の施設については都道府県又は指定都市の教育委員会が指定 <法第29条>	—
備考	公立博物館については、条例で設置に関する事項を定めなければならない。<法第18条> 私立博物館については、都道府県又は指定都市の教育委員会が指導又は助言をすることができる。<法第27条>	私立博物館については、都道府県又は指定都市の教育委員会が指導又は助言をすることができる。<法第27条、第29条>	—

*平成23年度社会教育調査より

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
公立総合博物館	101	14	247
私立総合博物館	21	7	41
公立美術館	169	41	357
私立美術館	203	39	278
その他の公的施設	297	129	3,093
その他の私的施設	122	119	469
合計	913	349	4,485